

職業安定分科会(第 227 回)	資料1－2
令和8年9月 25 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案概要

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

1. 改正の趣旨

- 人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）については、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成金を支給しており、これにより、就業規則の多言語化等を通じた、外国人労働者に対する雇用管理の改善を促進している。
- 今後、より多くの事業主が就労環境整備に取り組み、外国人労働者の職場定着の促進が図られるよう、支給額等について見直しを行うため、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号。以下「雇保則」という。）の改正を行う。

2. 改正の概要

- 外国人材の就労環境の整備を図るため、対象事業主の要件及び支給額を改正する。（雇保則第 118 条第 2 項）

【現行制度の概要】

外国人は、日本の労働法制・雇用慣行等に関する知識の不足、言語・コミュニケーションの方法や慣習の相違等から、労働条件・解雇等に関するトラブル等が生じやすい傾向にあることから、外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組に対して助成する。

（対象事業主）

- ・ 外国人労働者に対する就労環境整備措置（以下の 1 及び 2 の措置に加え、3～5 のいずれかの措置を選択）を新たに導入し、外国人労働者に対して実施していること
 - 1 雇用労務責任者の選任
 - 2 就業規則等の多言語化
 - 3 苦情・相談体制の整備
 - 4 一時帰国のための休暇制度の整備
 - 5 社内マニュアル・標識類等の多言語化
- ・ 就労環境整備措置の実施日の翌日から 6 ヶ月経過するまでの期間における外国人労働者の離職率が、職業安定局長が定める目標値以下であること（外国人労働者雇用労務責任者講習受講証明書を提出した事業主は、当該要件は要しない）

（支給額）

- ・ 上記措置を 1 つ講じるごとに 20 万円（上限 80 万円）

【見直しの内容】

(対象事業主)

- ・ 外国人労働者に対する就労環境整備措置（以下の1及び2の措置に加え、3の措置を講じた場合は上乗せ）を新たに導入し、外国人労働者に対して実施していること
 - 1 雇用労務責任者を選任し、当該責任者による苦情・相談対応
 - 2 就業規則・社内マニュアル等の多言語化
 - 3 一時帰国のための休暇制度の整備
- ・ 「当該責任者による苦情・相談対応」とは、現行の「苦情・相談体制の整備」で実施する「外国人労働者からの苦情・相談」をいう。
- ・ 現行の「就業規則等の多言語化」と「社内マニュアル・標識類等の多言語化」を統合する。
- ・ 外国人労働者雇用労務責任者講習受講証明書を提出した事業主は、外国人労働者の離職率に係る要件を免除していたところ、当該免除規定を廃止するとともに、外国人労働者の離職率の算定期間について「就労環境整備措置の実施日の翌日から6ヶ月」を「就労環境整備計画期間の末日の翌日から6ヶ月」に変更する。

(支給額)

- ・ 上記1及び2の措置を講じた場合は、20万円
- ・ あわせて上記3の措置を講じた場合は、追加で5万円（合計最大25万円）

※ 経過措置として、この省令の施行前に就労環境整備計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対しては、この省令による改正前の要件・支給額により人材確保等支援助成コース助成金を支給することとする。

3. 根拠条項

- 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第6号及び第2項

4. 施行期日等

- 公布日 令和8年10月1日（予定）
- 施行期日 公布の日